



# 消費税率 10% 増税後に使えるお得な制度



10月1日より消費税・地方消費税の税率が10%に改定されたことに伴い、消費反動減対策としてさまざまな政策があります。改めて**3つの政策**をご紹介します。

## 1 プレミアム付商品券事業

使用期間：令和元年10月1日～令和2年3月31日

- 対象者** ■住民税非課税者（課税者に扶養されている方（生計を一にする配偶者・扶養親族等）は対象外）  
■平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子様がいる世帯の世帯主
- 内容** お一人につき最大25,000円の商品券を20,000円で購入でき、南越前町プレミアム付商品券取扱事業所として登録された店舗にて使用可能

★詳しくは、「プレミアム付商品券」で [検索](#)



### 注意事項

- この商品券は令和2年3月31日（火）までご利用いただけます。なお、有効期限を過ぎた場合は無効となります。
- この商品券は「南越前町プレミアム付商品券取扱事業所」の表示がある店舗等でのみ使用できます。
- この商品券で利用できないもの
  - ・換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど）
  - ・土地および家屋の購入代金
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業にかかるとのたばこ事業法第36条第1項に規定するたばこの小売販売
  - ・国や地方公共団体への支払い
- この商品券は、おつりはできません。
- 商品券の紛失および盗難等に対し、発行者はその責を負いません。
- 購入した商品券の返品、現金との交換、譲渡、販売はできません。
- 商品券で購入した商品等について、原則返金はできません。
- その他、この商品券は南越前町プレミアム付商品券事業実施要綱の定めにより実施します。

### 〈見本〉

※この商品券は越前和紙を使用しています。

## 2 キャッシュレス・ポイント還元事業

令和元年10月1日～令和2年6月30日

- 対象者** キャッシュレス決済を行う方
- 内容** キャッシュレス・ポイント還元事業対象店舗において、キャッシュレス決済（クレジットカードやデビットカード、電子マネー、QRコード決済等）を行うと、支払額の5%または2%分のポイントを還元



ポイント還元の  
対象店舗は  
このマークが  
目印です！

★詳しくは、「キャッシュレス・ポイント還元」で [検索](#)

## 3 マイナポイント事業

令和2年7月1日～令和3年3月31日（未定）

- 対象者** マイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定した方
- 内容** マイナポイントを事前チャージ。チャージ金額の25%相当分のマイナポイントを上乘せ（予定）  
マイナポイント事業加盟店において、マイナポイントをお金と同等に使用可能

チャージ額 20,000円なら、25,000マイナポイントを獲得

★詳しくは、「マイナポイント」で [検索](#)

今後、マイナンバーカードは、健康保険証利用などさまざまなシーンで活用できるようになることが予想されますので、早めのマイナンバーカードの取得をお勧めします。



※上記内容は10月25日現在の情報であり、今後変更になる可能性がありますので、予めご了承ください。

■問合せ 総務課 ☎ 47-8000